

# 学校における働き方改革プラン

平成30年(2018年)10月

江戸川区教育委員会

# 目 次

<b>働き方改革の背景と目的</b>	1
<b>長時間勤務是正の目標</b>	2
<b>基本方針</b>	3
<b>取組みの内容</b>	
1 学校業務の適正化	6
2 運動部活動の在り方	11
3 勤務環境の改善	13
4 在校時間の管理	15
5 教員の意識改革促進	17
具体的な取組み一覧	19
<b>取組みの周知と促進</b>	
1 保護者・地域への理解促進	20
2 取組みの検証と見直し	20

## 働き方改革の背景と目的

社会の急速な変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化しています。予測困難な社会において、次世代を担う子どもたち一人ひとりに「生きる力」をはぐくむため、家庭・地域と連携した学校教育の一層の充実が求められています。

学習指導要領の改訂を含め学校の役割が拡大する一方で、国や都の調査により、多くの教員が長時間勤務を行っている実態が明らかとなりました。

週当たりの在校時間が60時間以上の教員の割合（過労死ライン）

小学校		中学校	
都全体	区対象校	都全体	区対象校
37.4%	46.7%	68.2%	66.7%

都教育委員会の教員勤務実態調査（29年度）より  
管理職、養護教諭を除く

これを受け、都教育委員会は平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務の解消に向けた対策の方向性（ 在校時間の把握と意識改革、 業務改善、 人員体制の確保、 部活動負担の軽減、 ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備）を示すとともに、区市町村教育委員会による計画の策定と取組みの着実な実施を求めています。

もとより、子どもたちの豊かな学びと成長には、質の高い学校教育の安定的・持続的な実施が不可欠です。そのためには、教員がその専門性を十分に発揮し、誇りとやりがいを持って実践的な教育に力を注ぐことができるよう、心身の健康を保持し、子どもたちと向き合う時間や授業準備等の時間を確保できる環境が必要となります。

このような考えのもと、区教育委員会は、「学校における働き方改革プラン」を策定し、区立小・中学校、幼稚園の教員に係る長時間勤務の是正に向けた取組みを実施していきます。

### 本プランの目的

**教員の長時間勤務を是正することで、「心身の健康」「子どもたちと向き合う時間」「誇りとやりがいを持って勤務できる環境」を確保し、質の高い学校教育の維持向上により、子どもたちの豊かな学びと成長を支えていく。**

（本プランにおける「学校」の表記には幼稚園を含みます）

なお、本プランに基づく取組みは、子どもたちの健全育成を支える家庭・地域との緊密な連携のもとで継続的に実施し、必要に応じた見直しを行っていきます。

## 長時間勤務是正の目標

厚生労働省によると、長時間にわたる過重な労働は、疲労が蓄積する最も重要な要因であるとされており、脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、時間外・休日労働が「発症前1か月間に概ね100時間」または「発症前2～6ヵ月間にわたって1か月当たり概ね80時間」を超える場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

教員の正規の勤務時間は、週当たり42時間30分です（休憩時間を含む）。いわゆる「過労死ライン」とされる「1か月当たりの時間外労働80時間」は、週当たりに換算すると約17時間30分となるため、教員の週当たりの在校時間に当てはめると約60時間となります。

本区における「過労死ライン」を超える教員の割合は、前述の都勤務実態調査の区対象校における結果が示すとおり、非常に高い傾向にあります。教員の心身の健康を保持し、もって質の高い学校教育を維持向上していくためには、まずは「過労死ライン」を超える長時間勤務を解消し、決して過労死に至る教員を出すことのない勤務環境を整備することが急務です。

これらを踏まえ区教育委員会として、都教育委員会が掲げる都立学校及び小・中学校の共通目標を共有し、当面の目標を以下のとおり設定します。

### 【当面の目標】

**週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする**

在校時間には学校外での勤務時間（出張、学校外での部活動等）を含みます。

#### 目標達成の目安

平日...1日当たりの在校時間が11時間以内

土日...連続勤務をせず、土日の1日当たりの在校時間が4時間以内

（11時間×5日＋4時間×1日＝週59時間の例です。）

なお、本目標は、質の高い学校教育の維持向上に向けた前提として、看過できない長時間勤務の現状を早急に改善するため設定するものです。区教育委員会及び区立小・中学校、幼稚園においては、週当たりの在校時間が60時間を超えない教員についても、本プランに基づき、心身の健康保持、及び子どもたちと向き合う時間や授業準備等の時間の確保、誇りとやりがいを持って勤務できる環境の確保に向けた取組みを着実に実施してまいります。

## 基本方針

教員の長時間勤務が常態化しやすい要因には、学校の役割の拡大に加え、教育現場特有の勤務体系や勤務時間に関する意識等も関連しています。長時間勤務の是正に向け、次の5つの視点から総合的に取り組みを進めていきます。

### 1 学校業務の適正化

学校の役割の拡大、複雑化・多様化に伴い、教員の担う業務が広範に渡り、児童・生徒への教育のための時間が圧迫され、結果として正規の勤務時間を超えて勤務せざるを得ない実態があります。

教員が本来担うべき業務を着実に実施できるよう、学校、区教育委員会、保護者・地域の連携のもと、学校が担う業務及びその実施体制について適正化を図ります。

### 2 運動部活動の在り方

中学校の運動部活動は、スポーツに親しむとともに学習意欲の向上や責任感、連帯感等を養うという大きな教育的意義があります。一方で、連日、長時間にわたる活動により、指導に当たる教員は、他の業務時間や心身療養の機会を確保しにくいという実態もあります。

生徒のバランスの取れた心身の育成のためにも、活動時間の上限や休養日を設定するなど、運動部活動の効率的・効果的な指導・運営を行っていきます。

### 3 勤務環境の改善

教員は、日中に授業をはじめとした児童・生徒の指導を行うため、授業準備やその他の事務の多くは、児童・生徒の下校後に行うこととなります。一方、夜間・休日には、外部からの問合せ対応や地域行事、会合等に従事する場合も多くあります。

授業がある平日は休暇取得が難しい現状も踏まえ、心身療養の機会、及び授業準備等に必要な業務時間を確保するため、勤務環境の改善に取り組んでいきます。

#### 4 在校時間の管理

教員の勤務時間の管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務です。

また、教員の長時間勤務を是正するためには、区教育委員会、学校管理職及び教員自身が勤務実態について適切に把握することが必要不可欠です。

働き方改革を進める前提として、客観的な在校時間の管理体制を構築し、適切な服務管理を促進していきます。

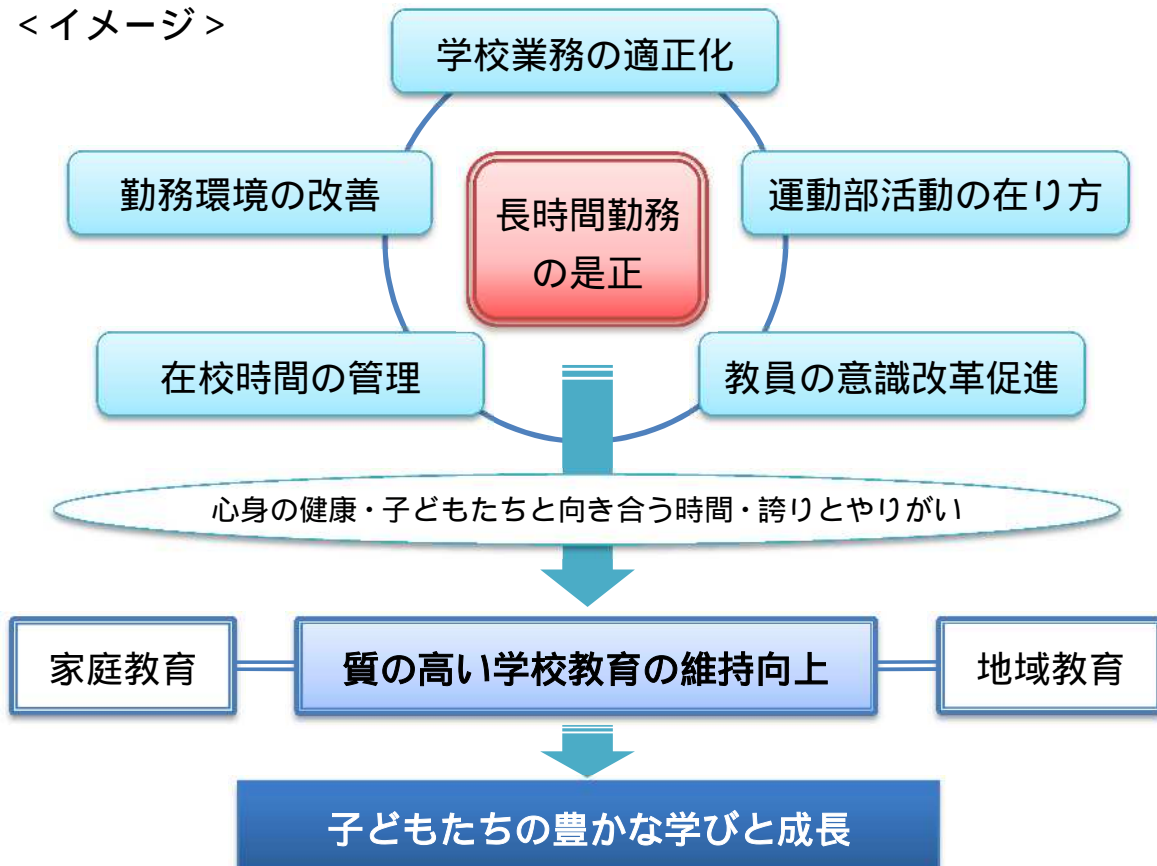
#### 5 教員の意識改革促進

教員は、職務の特性上「子どもたちの成長のため」という思いにより、自身の勤務時間や健康管理へ意識を向けにくい傾向があります。

また、時間外勤務に応じた手当が支給されない給与体系であるため、正規の勤務時間と時間外勤務との区切りが曖昧になりやすい実態があります。

教員の心身の健康保持、及び効率的かつ質の高い教育活動を継続するため、時間を意識した働き方を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスへの意識向上を図ります。

<イメージ>



## 取組みの内容

分 類	取 組 み
<b>1 学校業務の適正化</b>	(1) <u>教員及び学校職員が担う業務の整理</u> ...教員の本来業務の明確化、業務の役割分担
	(2) <u>学校徴収金業務の在り方の見直し</u> ...徴収方法や公会計化を含むシステム導入等の検討
	(3) <u>学校施設開放業務の見直し</u> ...利用料請求業務の役割分担
	(4) <u>学校の業務軽減・効率化</u> ...依頼・行事等の精査、ICT の活用
	(5) <u>学校の業務体制の強化</u> ...業務の実施体制、支援・連携体制の強化
<b>2 運動部活動の在り方</b>	(1) <u>活動時間及び休養日の設定</u> ...活動時間の上限設定、休養日・休養期間の設定
	(2) <u>外部指導員等の拡充</u> ...外部人材による指導体制の充実
<b>3 勤務環境の改善</b>	(1) <u>一斉退勤日の設定</u> ...毎月の一斉退勤日設定
	(2) <u>学校閉庁日の設定</u> ...夏季休業中の学校閉庁日設定
	(3) <u>夜間・休日における電話の自動応答対応の整備</u> ...留守番電話の導入、緊急対応体制の確保
<b>4 在校時間の管理</b>	(1) <u>在校時間の適切な把握</u> ...出退勤システムの導入、適切な服務管理
	(2) <u>長時間勤務教員への支援</u> ...相談対応、産業医面談等の実施
<b>5 教員の意識改革促進</b>	(1) <u>学校における風土の醸成</u> ...学校目標・取組みの設定・実施
	(2) <u>在校時間等の集計結果を活用した意識改革促進</u> ...在校時間等の集計結果のフィードバック



# 1 学校業務の適正化

## 考え方

以下の観点から、学校が担う業務及びその実施体制の適正化を図る。

現状の学校業務について、本来担うべき主体を整理

学校以外、教員以外が担うべき業務の体制を整備

学校が担う業務を軽減・効率化

学校が担う業務の支援・連携体制を強化

## (1) 教員及び学校職員が担う業務の整理

### 現 状

- 学校内における教職員の役割分担が不明確な場合がある。
- 児童・生徒の指導及びその実施に必要な学校運営と必ずしも直接関連しない業務について、教員が担っている場合がある。

### 方向性

教員が本来担うべき業務を再確認するとともに、各業務について学校内及び学校外（区教育委員会等）との役割分担を整理し明確化していく。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
役割整理 ・ 明確化	教員の業務の現状を確認し、「学校以外が担うべき業務」と「教員以外が担うべき業務」について、実施主体と役割分担を整理する。
	学校事務職員が担うべき業務を整理し、職務規程を定める。
周知・促進	学校職員を対象とした、役割の確認と業務の習熟に係る研修を充実させる。
	学校内外との業務の役割分担等に係る改善事例を収集し、各校に情報提供する。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
役割整理・明確化	周知・促進		



## (2) 学校徴収金業務の在り方の見直し

### 現 状

- 各学校で学校徴収金システム等を活用して徴収業務を実施している。
- 徴収金の未納者対応等を教員が担っている場合がある。

### 方向性

徴収業務は、原則として教員以外が担うこととする。  
学校徴収金の徴収方法等について公会計化を含めて検討し、システム導入等の準備を進める。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
検討・整理	学校徴収金（給食費を含む）に係る徴収の在り方、及び学校内（学校事務職員等）、区教育委員会の役割分担を検討・整理する。
公会計化を含むシステム導入等の準備	学校徴収金業務（給食費を含む）に係る公会計化を含めた体制整理、システム構築、マニュアル策定、周知・研修等、準備を進めていく。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
検討・整理		公会計化を含むシステム導入等の準備	

### (3) 学校施設開放業務の見直し

#### 現 状

- 夜間・休日の学校施設利用について、利用申請受付及び利用料請求等の業務を副校長が担っている場合が多い。

#### 方向性

利用料請求に係る業務は原則として区教育委員会が担うこととする。

#### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
役割整理	施設管理としての申請受付業務と、利用料請求等に係る業務について、学校と区教育委員会との役割分担を整理する。
変更・周知	地域の利用者等に対し、手続きの変更等について周知する。

#### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
役割整理	変更・周知		

#### (4) 学校の業務軽減・効率化

##### 現 状

- 学校への調査・依頼等は、区教育委員会だけでなく、他部署や外部団体等からのものを含め、年々増加傾向にある。
- 校務処理システムにより学校内の情報共有や成績処理等の軽減を図っている。

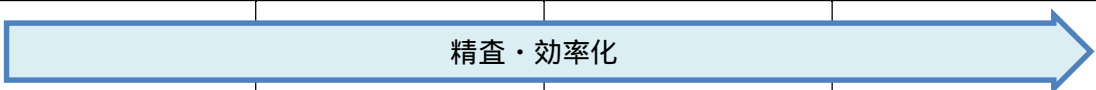
##### 方向性

学校に対する依頼事項や行事等を精査し、業務軽減を図る。  
業務の効率化に向け、ICTの一層の活用を図る。

##### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
精査・ 効率化	区教育委員会から学校への依頼等の現状を確認し、内容の重複等について精査を図る。
	他部署から学校への依頼等の現状を調査し、その主目的や依頼方法等に応じて、他部署と連携し精査を図る。
	教職員を対象とした会議・研修等について、随時内容を精査し効率的な実施を図る。
	区教育研究会主催の行事等について、隔年実施等、削減を含めて効率的な開催の仕方を工夫する。
	区教育委員会から学校への文書送付等、及び学校内の情報共有において、ペーパーレス化等、ICTの効果的な活用を図る。
	校務処理システム等を活用した学校内及び学校間の情報及び教材等の共有の充実を図る。
	授業及び教材作成等におけるICTの活用について、委託業者の学校訪問等による支援の一層の活用を図る。

##### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			

## (5) 学校の業務体制の強化

### 現 状

- 児童・生徒に係る緊急対応や外部対応等、教員が担う業務は多種多様であり、正規の勤務時間中に、授業準備の時間、休憩時間等を確保することが難しい実態がある。
- 学校業務の多様化に伴い、学校職員の役割の重要性が増している。

### 方向性

教職員が担う業務の実施体制及び支援・連携体制の強化を図る。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
人員体制の確保	学校経営支援を担う都費非常勤教員の学校配置を促進し、副校長の負担軽減を図る。
	学校全体の事務体制の充実に向け、学校職員の職務内容や臨時職員（事務補助）の配当日数基準等について、必要に応じ拡充を含めて見直しを行う。
	国や都に対し、必要な教職員の加配や定数増等について、特別区教育長会等を通じて要請していく。
専門的支援の充実	学校へのスクールソーシャルワーカーの派遣を充実させ、生活指導等における体制強化を図る。
	法的なアドバイスが必要な案件に関し、区教育委員会と法務担当部署等で連携し、学校の支援体制の充実を図る。
連携強化	児童・生徒等に係る緊急対応案件に関し、事態に応じた対応方法について、学校、区教育委員会及び関係機関の協力体制を整理する。
	地域や保護者等との共育・協働の更なる充実に向け、区教育委員会及び学校からの情報発信の充実等、検討を進める。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	人員体制の確保		
	専門的支援の充実		
	連携強化		

## 2 運動部活動の在り方

### 考え方

「江戸川区立中学校における運動部活動の方針」に基づき、以下の観点から、中学校教員の運動部活動指導に係る負担軽減を図る。

活動時間・活動日の制限

外部人材の活用による指導負担の軽減

### (1) 活動時間及び休養日の設定

#### 現 状

- 運動部活動を担当する教員は、平日・休日ともにその指導に多くの時間が割かれ、結果として長時間勤務をしやすい傾向にある。
- 生徒のバランスの取れた健全な育成の観点からも、適切な在り方への見直しの必要性が指摘されている。

#### 方向性

活動時間の上限及び休養日を設定し、教員の他の業務時間や心身療養の機会を確保する。

#### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
設定	1日の活動時間について、平日は2時間程度、休日は3時間程度を上限とする。
	1週間の活動日について、原則として平日1日、週休日1日の休養日を設定し、大会参加等により設定が困難な場合は直後の週に休養日を振替える。
	夏季休業日及び冬季休業日に休養期間（オフシーズン）を設ける。
周知・促進	運動部活動の方針に係る目的や取組みについて、保護者・地域へ周知し、理解と協力を求めていく。

#### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
設定	周知・促進		

## (2) 外部指導員等の拡充

### 現 状

- 活動・競技において専門的な知識のない教員が顧問を務める場合もあり、指導のために一から学習しなければならないなど、負担となっている。

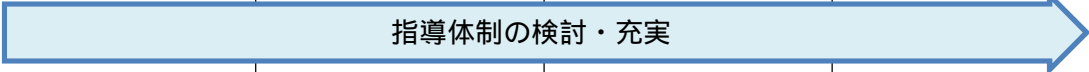
### 方向性

外部人材の活用を促進し、指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
指導体制の 検討・充実	各学校の実態を踏まえ、外部指導員（有償ボランティア）の拡充を検討し、積極的に配置していく。 ② 部活動指導員（非常勤職員）の導入について、先進区市の成果と課題を踏まえながら検討していく。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
指導体制の検討・充実 			

運動部活動の在り方に係る詳細は、別途「江戸川区立中学校における運動部活動の方針」に記載。

文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、上記の方針に準じて取扱う。

### 3 勤務環境の改善

#### 考え方

以下の観点から、教員が本来業務に一層専念できる勤務環境の確保を図る。  
 教員の心身療養の機会を確保  
 夜間・休日の外部対応に係る負担を軽減し、必要な業務時間を確保

#### (1) 一斉退勤日の設定

##### 現 状

- 教員は、児童・生徒の下校後に授業準備やその他の事務を行うことが多く、正規の勤務時間外の業務が常態化しやすい環境にある。

##### 方向性

全区立学校で毎月一斉退勤日を設定し、心身療養の機会の確保と時間を意識した働き方を促進する。

##### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
方針整理	区教育委員会にて、一斉退勤日設定の基本方針を整理する。
設定・周知 ・促進	各学校にて、毎月の一斉退勤日を設定する。 <small>②</small> 各学校のHPに毎月の一斉退勤日を掲載するなど、保護者等への周知を行う。 各学校にて、実行状況の確認と促進を継続する。

##### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
方針整理	設定・周知・促進		



## (2) 学校閉庁日の設定

### 現 状

- 休日に区主催行事や地域行事、会合等に従事する場合が多々ある。
- 休日勤務の場合も、平日は授業があり振替休暇を取得しにくい実態がある。

### 方向性

全区立学校で夏季休業中に学校閉庁日を設定し、休暇取得を促進する。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
方針整理	区教育委員会にて、学校閉庁日設定の基本方針を整理する。
設定・周知	⑳ 他部署と連携し、夏季休業中に、学校が関わる区主催行事等を原則実施しない期間を設け、学校閉庁日として設定する。 方針及び各校の閉庁日について、学校・区のHPへの掲載や通知文等により保護者・地域等への周知を行う。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			

## (3) 夜間・休日における電話の自動応答対応の整備

### 現 状

- 夜間等の問合せ電話が多く、授業準備等の時間を確保しにくい実態がある。

### 方向性

夜間・休日は、緊急時の対応体制を確保した上で、各校で電話を自動応答へ切り替えることを基本とする。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
体制整備	㉑ 緊急対応を要する場合の連絡先、及び関係機関と連携した対応体制を構築し、運用ルールを整備する。
周知・運用	保護者・地域等へ緊急対応等の周知を行い、運用していく。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			

## 4 在校時間の管理

### 考え方

以下の観点から、適切な在校時間の把握及びサービス管理の体制を確保する。

在校時間の客観的な記録・管理体制の構築

長時間勤務が続く教員の把握と支援体制の構築

### (1) 在校時間の適切な把握

#### 現 状

- 教員の勤務時間の管理は、校長や区教育委員会に求められる責務である。
- 各学校で出勤簿及び休暇・職免処理簿等を紙媒体により管理している。

#### 方向性

ICカードを使用した在校時間の客観的な記録・管理システムを導入し、適切なサービス管理体制を検討・構築する。

学校管理職のサービス管理業務の軽減を図る。

#### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
体制整理 ・構築	学校及び区教育委員会における、在校時間の記録・集計を含めたサービス管理業務の体制について整理する。 ②⑤ サービス管理体制の整理に基づき、システム導入及び運用マニュアル、関連規程等の整備を行う。
周知・運用	学校管理職及び教員に対し運用・管理について周知徹底し、各校及び区教育委員会での適切なサービス管理を実施していく。

#### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
体制整理・構築		周知・運用	

## (2) 長時間勤務教員への支援

### 現 状

- 区教育委員会から教員に相談窓口等を紹介しており、長時間勤務を行っている教員には、学校管理職が指導・助言を行っている。
- 客観的な在校時間を基準としていないため、必要な教員に支援が行き届いていない可能性がある。

### 方向性

希望者への相談対応や、一定の在校時間を基準とした産業医面談等の体制を構築し支援の充実を図る。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
方針整理・ 体制構築	学校管理職及び区教育委員会の支援方針を検討・整理する。
	希望者を対象とした相談対応の体制を整理する。
	②⑥ 学校管理職面談、産業医面談等の対象となる在校時間の基準の設定等及び実施体制を構築する。
周知・運用	学校管理職及び教員に支援体制の周知を行う。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
方針整理・体制構築		周知・運用	

## 5 教員の意識改革促進

### 考え方

以下の観点から、心身療養の機会確保と教育の質の維持向上のため、学校管理職をはじめとした学校全体での効率的な業務意識の向上を図る。

勤務時間やワーク・ライフ・バランスを意識する職場風土の醸成  
 在校時間等の集計結果を活用した意識向上の取組み促進

### (1) 学校における風土の醸成

#### 現 状

- 児童・生徒の下校後に授業準備等の事務を行う教員が多く、長時間勤務が常態化する職場風土となりやすい。
- 勤務時間中は、児童・生徒の指導等、時間を問わず様々な対応を求められることが多く、休憩時間を取得できない場合がある。

#### 方向性

各学校でワーク・ライフ・バランスの推進に係る目標設定や、実態に応じた取組みを検討・実施し、勤務時間等を意識する職場風土の醸成を図る。

#### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容
検討・実施 ・促進	②⑦ 各学校で、目標や方針等にワーク・ライフ・バランス推進の内容を加え、効率的な業務意識向上の取組みを検討・実施する。
	②⑧ 確実に休憩時間を取得できる環境の整備のため、各学校で、休憩時間の割り振り等の工夫を行う。
	②⑨ 各学校で、学校管理職が率先して休暇を取得する等の工夫を行い、教員が積極的に休暇を取得できる風土の醸成を図る。
	③⑩ 学校管理職向けの研修について、適正なサービス管理や組織的なワーク・ライフ・バランスの推進等に係る内容を充実させる。 区教育委員会でタイムマネジメントやワーク・ライフ・バランス等の教員向け研修メニューを作成し、各学校で実施する。

#### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			

## (2) 在校時間等の集計結果を活用した意識改革促進

### 現 状

- 時間外勤務に応じた手当が支給されない給与体系のため、勤務時間の区切りが曖昧となりやすい。
- 学校管理職及び教員自身が時間外勤務等の実態について正確に把握できないことが、勤務時間を意識しにくい要因の一つとなっている。

### 方向性

在校時間等の集計結果をフィードバックし、学校全体での長時間勤務の是正に向けた意識向上を促す。

### 取組み

概 要	具 体 的 な 内 容	
方針整理	③1	区教育委員会における在校時間の集計項目、及びフィードバックの内容・方法等について整理する。
実施・促進		区教育委員会から各学校へ、在校時間等の集計結果のフィードバックを行うと共に、必要に応じた働きかけを行う。

### スケジュール

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	方針整理	実施・促進	

## 具体的な取組み一覧

分類	具体的な取組み	ページ
学校業務の 適正化	教職員の役割整理・明確化	P.6
	学校職員の研修の充実	
	校務改善事例の収集・提供	
	学校徴収金の在り方の検討・整理	P.7
	給食費等の公会計化を含むシステム導入等の準備	
	学校施設開放業務の役割整理	P.8
	学校への依頼等の精査	P.9
	会議・研修等の精査	
	区教育研究会の行事等の精査	
	文書送付等に係るICTの効果的な活用	
	校務処理システム等による情報・教材共有の充実	
	ICT活用に係る専門的支援の一層の活用	P.10
	学校経営支援を担う非常勤教員の配置促進	
	学校全体の事務体制の充実	
	必要な教職員の配置要請	
	スクールソーシャルワーカー派遣の充実	
	法的アドバイスが必要な案件の支援体制の充実	
	緊急対応に係る連携体制の整理	
地域・保護者等との共育・協働の充実		
運動部活動 の在り方	活動時間及び休養日等の設定	P.11
勤務環境の 改善	⑳ 外部指導員等の拡充	P.12
	㉑ 一斉退勤日の設定	P.13
	㉒ 学校閉庁日の設定	
在校時間の 管理	㉓ 夜間等の電話の自動応答対応の整備	P.14
	㉔ 在校時間の把握とサービス管理の適正化	P.15
教員の意識 改革促進	㉕ 長時間勤務教員への支援体制構築	P.16
	㉖ 各学校における目標及び取組みの設定	P.17
	㉗ 確実な休憩時間取得の環境整備	
	㉘ 休暇取得の促進に向けた風土の醸成	
	㉙ ワーク・ライフ・バランスに係る研修の充実	P.18
	㉚ 在校時間等の集計結果を活用した意識改革促進	

## 取組みの周知と促進

### 1 保護者・地域への理解促進

本区の学校運営は、PTAや学校応援団、町会・自治会をはじめとした保護者や地域の方々の多大な支援と連携によって支えられています。学校における働き方改革の取組みを進め、質の高い学校教育の維持向上を実現していくためには、保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要不可欠です。

区教育委員会及び学校は、働き方改革の目的や取組みについて、保護者や地域へ丁寧に周知・説明していくとともに、広く学校関係者のご意見をいただきながら着実に取組みを実施していきます。

#### 方向性

学校における働き方改革の目的を広報やHP等で広く周知していく。

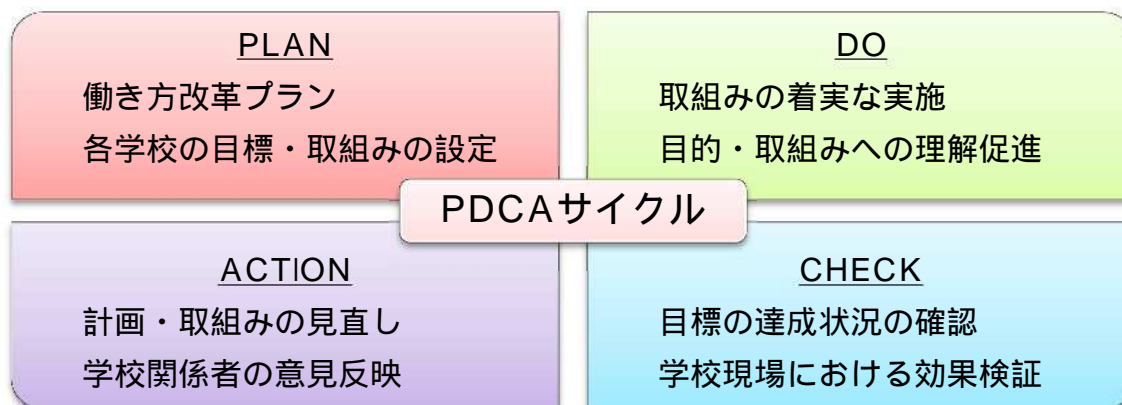
保護者・地域に直接的に影響する取組みについては、様々な方法によりご理解とご協力を求め、緊密な連携に基づいて実施していく。

広く学校関係者のご意見をいただき、必要に応じた見直しを行いながら、質の高い学校教育の維持向上に向け、着実に取組みを進めていく。

### 2 取組みの検証と見直し

本プランに基づく取組みをより実践的・効果的なものとするため、随時、目標の達成状況や取組みの効果を確認・検証し、学校関係者のご意見も踏まえ、必要に応じた見直しを行っていきます。

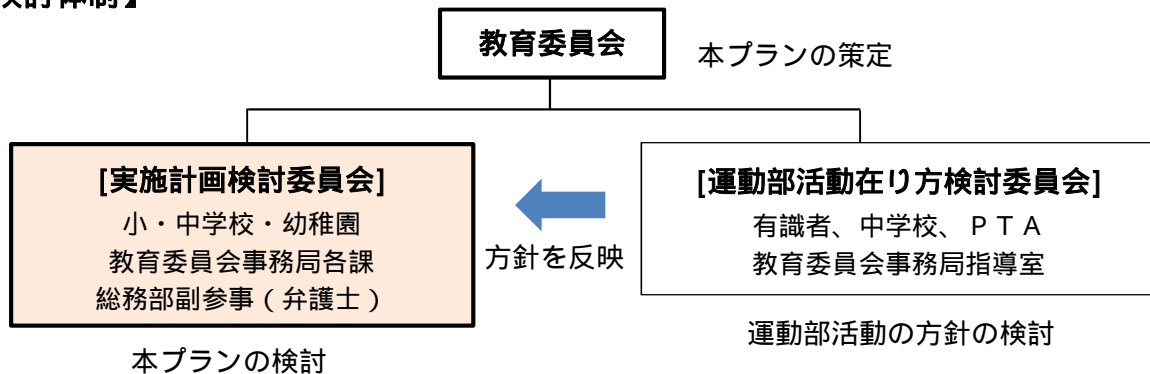
#### 取組みの継続的な改善





本プラン策定に係る検討経過

【検討体制】



【実施計画検討委員会】

時期	検討経過	主な検討内容
H.30 5/8	教育委員会	策定に向けた検討体制の報告
5/14	第1回 実施計画検討委員会	趣旨及び背景等を確認 検討体制、スケジュールを確認 検討項目（案）を提示
6/5	第2回 実施計画検討委員会	検討項目（案）に関する学校意見を 「取組概要（たたき案）」を提示
6/29	第3回 実施計画検討委員会	「教員が担う業務の整理」及び「検討項目に 関する方針」を確認 「取組内容（素案）」を提示
7/24	教育委員会	「働き方改革プラン（素案）」の中間報告
7/27	第4回 実施計画検討委員会	素案に関する学校意見を 「働き方改革プラン（修正素案）」を提示
8/28	教育委員会	「働き方改革プラン（案）」の決定
9/1～ 14	意見公募手続き	
9/27	第5回 実施計画検討委員会	意見公募手続きの結果を確認 「働き方改革プラン（最終案）」を確認 取組みの実施に向けた今後の動きを確認
10/11	教育委員会	「働き方改革プラン」の決定

(運動部活動在り方検討委員会)

時期	検討経過	主な検討内容
H.30 6/1	第1回 在り方検討委員会	現状と課題の確認(含む質疑)
6/25	第2回 在り方検討委員会	検討事項について(協議) ・運動部活動の方針の策定等 ・適切な休養日等の設定 ・学校単位で参加する大会の見直し ・その他の検討事項
7/2	第3回 在り方検討委員会	検討事項について(協議) ・指導・運営に係る体制の構築 ・生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 ・地域との連携等
7/27	第4回 在り方検討委員会	「運動部活動の方針(案)」の作成
8/14	教育委員会	「運動部活動の方針(案)」の中間報告
8/28	教育委員会	「運動部活動の方針(案)」の決定
9/1～ 14	意見公募手続き	
10/1	第5回 在り方検討委員会	公募意見の反映内容及び回答の確認 「運動部活動の方針(案)」の修正
10/11	教育委員会	「運動部活動の方針」の決定

## 江戸川区立学校における働き方改革実施計画検討委員会設置要綱

平成30年4月25日 18教推起第202号

### (設置)

第1条 教員の心身の健康を保持し、もって安定的・持続的な学校教育活動の実施を目的とした江戸川区立学校における働き方改革実施計画(以下「実施計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討するため、江戸川区立学校における働き方改革実施計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 実施計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、江戸川区立学校における働き方改革の推進に関すること。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として構成し、各委員は教育長が任命する。

- (1) 江戸川区立学校の校長会及び副校長会の代表
- (2) 江戸川区立幼稚園の園長会又は副園長会の代表
- (3) 教育推進課長
- (4) 学校配置計画課長
- (5) 学務課長
- (6) 指導室長
- (7) 学校施設担当課長
- (8) 指導室統括指導主事のうち教育長が指名する者
- (9) 総務部副参事のうち教育長が指名する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第2条の規定による報告が完了した日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育推進課長をもって充て、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

**学校における働き方改革プラン**

平成30年（2018年）10月11日

江戸川区教育委員会

